

はじめに

本資料は財務省「令和7年度税制改正の大綱(令和6年12月27日閣議決定)」、各省庁資料、その他の資料に基づき作成しております。

また内容につきましては、情報の提供を目的として、想定される一般的な法律・税務上の取り扱いを記載しております。

このため、諸条件により本資料の内容とは異なる取り扱いがなされる場合がありますのでご注意ください。

実行にあたっては、税理士・弁護士等と十分にご相談のうえ、ご自身の責任においてご判断くださいますようお願い申し上げます。

辻・本郷 税理士法人



08

適用時期一覽

■ 法人課税

速報版頁	改正項目	適用時期	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年
5	中小法人の軽減税率の特例の延長等	令和7年4月1日～令和9年3月31日 開始事業年度		4/1		3/31	
6～8	中小企業経営強化税制の見直し	令和9年3月31日までの期間内に 取得等し事業の用に供した場合		4/1		3/31	
9～11	地域未来投資促進税制の見直し及び 適用期限の延長	令和10年3月31日までの期間内に 取得等し事業の用に供した場合		4/1			3/31
12	地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)	令和10年3月31日までに支出		4/1			3/31
13	再資源化事業等の高度化のための事業に係る 特例措置	法律の施行日から 令和10年3月31日までに 取得等し事業の用に供した場合		未定			3/31
14～15	リース会計基準の変更に伴う税制上の 所要の措置	税務処理方法は変化なし					
16～17	非適格合併等により移転を受ける 資産等に係る調整勘定の算定方法の明確化	—					
18～19	通算法人の株式分配に係るみなし配当の額の 計算の見直し	—					
20	法人課税信託に係る所得税の課税の適正化	—					
21	医療用機器等の特別償却制度の 適用期限の延長	令和7年4月1日～令和9年3月31日 までに事業供用した資産		4/1		3/31	
22	社会医療法人等の収入要件に係る所要の措置	関連法令改正後					

■ 国際課税

速報版頁	改正項目	適用時期	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年
24～29	グローバル・ミニマム課税への対応	令和8年4月1日以後に開始する 対象会計年度			4/1		
30	外国子会社合算税制等の見直し	令和7年4月1日以後に開始する 事業年度		4/1			

消費課税

速報版頁	改正項目	適用時期	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年
32	外国人旅行者向け免税制度の見直し	令和8年11月1日以後			11/1	→	

個人所得課税

速報版頁	改正項目	適用時期	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年
34	基礎控除・給与所得控除の見直し	所得税: 令和7年分以後		1/1 所得税	→		
		住民税: 令和8年度分以後			1/1 住民税	→	
35	特定親族特別控除(仮称)の創設	所得税: 令和7年分以後		1/1 所得税	→		
		住民税: 令和8年度分以後			1/1 住民税	→	
36	子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充	令和8年分所得税			1/1	12/31	→
37~38	住宅ローン減税等に係る所要の措置	令和7年限り		1/1	12/31		→
39	企業年金・個人年金制度の見直しに伴う税制上の所要の措置	確定拠出年金法等の改正を前提					
40	退職所得控除の調整規定等の見直し	令和8年1月1日以後			1/1	→	
41	エンジェル税制の拡充	令和8年1月1日以後の出資払込			1/1	→	
42	各種控除証明書の提出省略	令和8年分以後の確定申告書を 令和9年1月1日以後に提出する場合				3/15	令和8年分確定申告書提出より →

■ 資産課税

速報版頁	改正項目	適用時期	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	
44	事業承継税制の特例措置における役員就任要件の見直し等(個人版含む)	令和7年1月1日以後の贈与		1/1			12/31	※個人版は令和10年12月31日まで
45	結婚・子育て資金の一括贈与の非課税措置の延長	令和9年3月31日まで2年延長		4/1		3/31		
46	相続税の物納制度における物納許可限度額等の見直し	—						
47	相続登記等の登録免許税の免除に関する特例措置の延長	令和9年3月31日まで2年延長		4/1		3/31		
48	固定資産税及び都市計画税に係る特例措置の延長	令和9年3月31日まで2年延長		4/1		3/31		

■ 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

速報版頁	改正項目	適用時期	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	
50	防衛力強化に係る財源確保のための税制措置 法人税	令和8年4月1日以後開始事業年度			4/1			
51	防衛力強化に係る財源確保のための税制措置 たばこ税	令和8年4月1日から段階的に			4/1			

■ 納税環境整備

速報版頁	改正項目	適用時期	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年
53~54	電子帳簿保存法の電子取引の保存に関する制度	令和9年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税				1/1	
55	納税通知書等に係るeTAX経由での送付	法人: 令和9年4月1日以後 個人: 令和10年4月1日以後				4/1 法人	4/1 個人
56	添付書面等記載事項等のスキャナ読取り等の要件の見直し等によるe-Taxの利便性の向上	令和10年1月1日以後					1/1